

第5回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口3階
※昨年の会場から変更しております。裏表紙
もご確認ください。

会議の目的事項

▶報告事項

1. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

▶決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬の額の算定方法及び内容決定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

リガク・ホールディングス株式会社

証券コード：268A

Mission, Vision, and Values

企業理念

科学技術の進歩を通して人類社会の発展に貢献する

社是

顧客を大切にする 人を大切にする 技術を大切にする

RIGAKU VISION

リガクが展開する事業に関わる各ステークホルダーを「顧客」「仲間」「社会」「株主」と定め、各ステークホルダーに対して私たちが果たすべき使命と責任、そして提供するべき価値を具体的に示しました。

顧客

私たちは、顧客の持続的な発展に貢献する製品・サービスの提供を約束します。

顧客の課題解決に挑戦し、高い要求に対応できるように変化し続けます。

誠実かつ迅速に、顧客にとって価値のある解決策とアフターサポートを提供します。

安心してご利用いただける安全で高品質な製品を提供し、安全を最優先に行動します。

すべての顧客およびビジネスパートナーと対等で良好な関係を築きます。

仲間

私たちは、グローバル・ワン・リガクで働くすべての人が、協力し、相互に働きやすい環境を作ることを約束します。

安全で整理整頓され、安心して働ける環境を提供します。

すべての人の個性と多様性を尊重し、ひとりひとりが活躍できるように支援します。

すべての人に公正な評価と処遇を与えます。

すべての人に成長の機会を与え、能力を高める環境を提供します。

社会

私たちは、社会の一員として、持続可能な発展のために行動することを約束します。

安全を第一に考え、地域の皆様に安心していただけるように活動します。

私たちの技術で、世界の技術革新を後押しします。

未来を担う子供たちの教育のために、知識と経験を届けます。

製品の企画段階から考慮し、調達、製造、輸送、使用、リサイクル・廃棄に至るまで、環境への影響を最小限に抑えます。

株主

私たちは、すべての資源を活用し、継続的に企業価値を高めることを約束します。

企業活動の情報を適時、公平に開示し、透明性を確保します。

新たな技術の獲得および研究開発に対し適切に投資します。

社会環境の変化を先取りし、迅速に対応します。

法令および社会的な規範を遵守した企業活動を行います。

このRigaku Visionに則った企業活動を行い、適正な利益を株主に還元します。

目指す姿

One-of-a-Kind Global Technology Company

「科学技術の進歩を通して人類社会の発展に貢献する」という企業理念を追求するため、優れた技術力をベースとしたリガクらしいユニークな成長モデルを創造することを目指します。

●唯一無二 (One-of-a-Kind) の X線技術の探究とそのアプリケーションの拡大を強力に推進し「グローバルNo.1の X線企業」の評価を市場で確立する。

●海外市場での成長をさらに加速し、グローバル各地域での事業インフラの強化を図る。
●世界各地の拠点が有する多様性を武器に、“グローバル・ワン・リガク”の総合力を活かす。

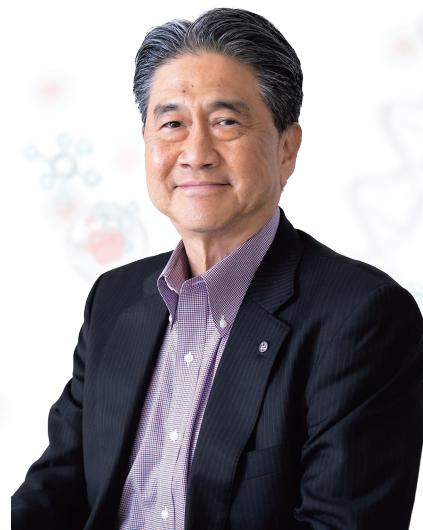
●大学・研究機関や産業分野の顧客とのパートナーシップによる共同開発から X線技術の新たなアプリケーションを開拓し、それらを産業分野で幅広く展開することで X線技術のターゲット市場の拡大に積極的に取り組む。
●その過程で補完的に必要となる X線を超えた分析技術への参入・事業拡大の機会を追求する。

One-of-a-Kind

Global

Technology

リガク・ホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 川上 潤



株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかならぬご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。
ここに第5回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申し上げます。

技術進歩のスピードは日々加速を続け、各分野において生み出されるイノベーションが、社会構造に大きな変革をもたらしています。

リガクは、創業以来培ってきた唯一無二のX線分析技術を基盤に、独自の発想と確かな技術力で、科学と産業の発展を支える企業として歩みを進めてまいりました。

2026年、リガクは創業から75周年を迎えます。

2024年の東証プライム市場上場を経て、さらに大きな飛躍を期する節目の年になります。

「見るチカラで、世界を変える」

誰の真似でもないユニークな成長モデルを世界中のお客様とともに創造していくことを目指して、これからもさらに前進し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きのご指導ご鞭撻並びにご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年3月10日

(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株主各位

証券コード 268A
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日2026年3月3日)
東京都昭島市松原町三丁目9番12号

リガク・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 川上 潤

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第5回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://rigaku-holdings.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年3月24日(火曜日)午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

敬 具

招集ご通知

記

1. 日 時	2026年3月25日（水曜日） 午前10時00分（受付開始午前9時00分）
2. 場 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号 住友不動産新宿南口ビル ベルサール新宿南口3階 ※開催場所が前年と異なります。裏表紙もご確認ください。
3. 会 議 の 目的事項	報告事項 1. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬の額の算定方法及び内容決定の件 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

（お願い）

当日総会にご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を総会会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

議決権行使についてのご案内

議決権行使には、以下の3つの方法がございます。

後記「株主総会参考書類」をご確認の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席	郵送	インターネット
 <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。</p> <p>※株主でない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません(お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます)ので、ご注意ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、行使期限までにご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p>	 <p>次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」に記載の方法により、行使期限までに賛否をご入力下さい。</p>
<p>株主総会開催日時</p> <p>2026年3月25日(水曜日) 午前10時</p>	<p>行使期限</p> <p>2026年3月24日(火曜日) 午後5時30分必着</p>	<p>行使期限</p> <p>2026年3月24日(火曜日) 午後5時30分まで</p>

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

議案 賛否	
第1号議案	賛 否
第2号議案	賛 否
第3号議案	賛 否
第4号議案	賛 否

私以上記開の定株主総会(議決会または延会の場合を含む)の議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入下さい。

- 全員賛成の場合 …………… **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 …………… **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 …………… **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。
- 賛成の場合 …………… **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 …………… **「否」** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



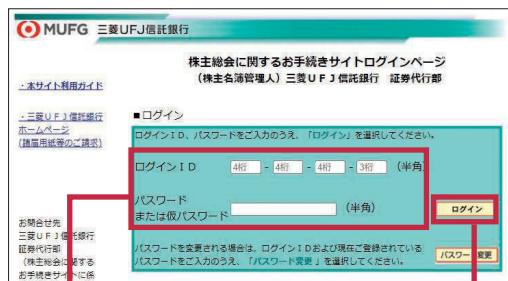
QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

ログインID・仮パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」
を入力

「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任 男性	かわ かみ 川上 潤	代表取締役社長	19回／19回 (100%)
2	再任 男性	お がた 尾形 潔	取締役副社長	19回／19回 (100%)
3	再任 男性 社外	とみ おか 富岡 隆臣	社外取締役	18回／19回 (95%)
4	再任 女性 社外 独立	アンドレア クノーブリヒ ANDREA KNOBLICH	社外取締役	19回／19回 (100%)
5	再任 男性 社外 独立	た ぐち 田口 倫彰	社外取締役	19回／19回 (100%)
6	再任 女性 社外 独立	え ばた 江端 貴子	社外取締役	19回／19回 (100%)
7	新任 男性 社外 独立	さ さ き 佐々木 一郎	—	—

1

かわ かみ
川上 潤

(1963年6月12日生)

再任 男性

所有する当社の株式数

72,400株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 入社
1999年4月	GE エンジンサービス北アジア地域統括ゼネラルマネージャー
2000年4月	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 取締役
2000年4月	日本GE エンジンサービス株式会社 取締役
2003年8月	GE メディカルシステム・インターナショナルアジアサービス セールス&マーケティングゼネラルマネージャー
2004年10月	GE 横河メディカルシステム株式会社 常務取締役
2009年4月	同社 取締役 副社長
2009年8月	GE ヘルスケア・ジャパン株式会社 取締役 副社長

2011年6月	同社 代表取締役 社長(兼)CEO
2011年6月	日本メジフィジックス株式会社 取締役
2017年7月	アルテリア・ネットワークス株式会社 代表取締役 社長(兼)CEO
2017年11月	株式会社つなぐネットコミュニケーションズ 代表取締役
2020年4月	JK & Company 合同会社 代表社員
2020年4月	カーライル・ジャパン・エルエルシー シニア・アドバイザー
2021年3月	株式会社リガク 非常勤取締役
2021年3月	当社 非常勤取締役
2023年2月	株式会社リガク 代表取締役 社長 (現任)
2023年2月	当社 代表取締役社長CEO (現任)

取締役候補者とした理由

川上潤氏は、当社の事業運営に携わり、高度な知見・経験を有しております。当社代表取締役CEOとして、就任以来グローバルベースで当社全体の経営課題に取り組み、改革を進め、グループ全体の持続的な成長を図っております。当社グループのさらなる発展を牽引できることを期待して取締役候補者いたしました。

2

お が た きよし
尾形 潔

(1956年12月10日生)

再任 男性

所有する当社の株式数

409,200株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社日立製作所 入社
2009年1月	株式会社リガク 入社
2015年4月	同社 執行役員
2016年4月	同社 常務執行役員
2017年6月	同社 取締役 常務執行役員
2019年4月	同社 取締役 専務執行役員

2021年3月	当社 取締役
2021年10月	当社 取締役 専務執行役員
2023年2月	株式会社リガク 取締役 副社長 (現任)
2023年7月	当社 取締役副社長 (現任)、 グローバルプロダクトユニットリーダー (現任)

取締役候補者とした理由

尾形潔氏は、長年にわたり科学分析機器事業に携わり、高度な知見・経験を有しております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上に貢献できることを期待して取締役候補者となりました。

3

とみ おか
富岡

たか おみ
隆臣

(1961年10月23日生)

再任

社外

男性

所有する当社の株式数

一株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 入行
2003年12月	カーライル・ジャパン・エルエルシー ディレクター
2005年1月	AZ エレクトロニックマテリアルズ株式会社（現 メルク株式会社） 社外取締役
2005年10月	シオノギクオリカプス株式会社（現 クオリカプス株式会社） 社外取締役
2007年1月	カーライル・ジャパン・エルエルシー マネージングディレクター
2008年1月	同社 パートナー
2009年4月	株式会社モンクレールジャパン 社外 取締役
2012年4月	株式会社ソラスト 社外取締役
2014年8月	三生医薬株式会社 社外取締役

2016年7月	九州ジージーシー株式会社（現 名水 美人ファクトリー株式会社） 社外取締 役
2019年5月	オリオンビール株式会社 非常勤取締 役（現任）
2020年1月	カーライル・ジャパン・エルエルシー 副代表
2021年3月	当社 社外取締役（現任） 株式会社リガク 非常勤取締役
2021年9月	KANAMEL株式会社（旧 AOI TYO Holdings株式会社） 非常勤取締役
2023年6月	カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表マネージング ディレク ター（現任）
2023年6月	岩崎電気株式会社 非常勤取締役（現任）
2024年9月	日本ケンタッキー・フライド・チキン 株式会社 非常勤取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

富岡隆臣氏は、数社の事業運営に携わっており、高度な知見・経験を有しております。また、投資案件やアライアンス事業に携わり経営指導及び管理の経験も豊富であるため、当社の経営戦略の適正化に貢献いただけることを期待して社外取締役候補者となりました。

4

アンドレア
ANDREA KNOBLICH

クノブリッヒ

(1973年8月3日生)

再任

社外

独立

女性

所有する当社の株式数

一株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年7月	The Mitsubishi Trust and Banking Corporation (London Branch) 入社
2000年1月	Morgan Stanley Dean Witter Japan Limited (Tokyo Branch) 入社
2001年5月	Deutsche Securities Limited (Tokyo Branch) 入社

2002年9月	株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新 生銀行） 入行
2013年9月	The Bank of New York Mellon Corporation (Singapore Branch) 入社
2019年4月	同社 Director and Market APAC COO/CAO
2021年6月	当社 社外取締役（現任）
2021年6月	株式会社リガク 非常勤取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ANDREA KNOBLICH氏は、外資系企業はもとより国内企業においても事業運営に携わっており、高度な知見・経験を有していることから、当社の事業領域拡大に貢献いただけることを期待して社外取締役候補者となりました。

5

たぐち
田口

ともあき
倫彰

(1958年9月26日生)

再任

社外

独立

男性

所有する当社の株式数

一株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 日本テキサス・インスツルメンツ株式会社（現 在日本テキサス・インスツルメンツ合同会社）入社
2013年4月 同社 代表取締役兼営業本部長

2022年4月 Vayyar Imaging Japan 合同会社 日本地区代表
2023年9月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田口倫彰氏は、長年にわたり半導体業界に携わっていることに加え、外資系企業の日本法人の代表取締役として事業運営を行ってきております。その高度な知識と経験から、当社の事業領域の拡大に貢献いただけることを期待して社外取締役候補者となりました。

6

えばた
江端

たかこ
貴子

(1959年12月22日生)

再任

社外

独立

女性

所有する当社の株式数

一株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 富士通株式会社 入社
1992年7月 マッキンゼー&カンパニーインク 入社
1998年2月 アムジェン株式会社 取締役 CFO マーケティング本部長
2005年6月 東京大学 特任准教授 就任
2006年6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役
2009年8月 衆議院議員（文部科学委員会、財務金融委員会理事、予算委員会、厚生労働委員会、社会保障と税の一体改革特別委員会、税務調査会事務局次長）
2012年3月 シンバイオ製薬株式会社 社外取締役
2016年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループ コーポレートガバナメントアフェアーズ&ポリシー 統括責任者

2021年3月 株式会社アルファパーチェス 社外取締役、指名・報酬委員会委員長（現任）
2022年1月 日本マイクロソフト株式会社 政策渉外・法務本部 政策渉外シニア・アドバイザー
2022年6月 エムスリー株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年9月 当社 社外取締役（現任）
2024年3月 公益財団法人 米日カウンシルージャパン 理事（現任）
2024年8月 一般社団法人東京地区ライオンズ 理事（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江端貴子氏は、民間及び官庁関連の幅広い業界での経験を有し、また複数の企業の事業運営にも関与しております。高度な知識と経験を備え、経営指導及び管理においても豊富な実績があります。そのため、当社の事業領域の拡大に貢献いただけることを期待して社外取締役候補者となりました。

7

さ さ き
佐々木

いちろう
一郎 (1957年4月30日生)

新任 社外 独立 男性

所有する当社の株式数

一株

当社との利害関係

なし

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	ブラザー工業株式会社	入社	2017年4月	同社	代表取締役 専務執行役員
2005年1月	同社	BROTHER UK 社長	2018年6月	同社	代表取締役社長
2008年4月	同社	NID開発部長	2024年6月	同社	取締役副会長
2009年4月	同社	執行役員	2025年5月	中部マーケティング協会	会長 (現任)
2013年4月	同社	常務執行役員	2025年6月	ブラザー工業株式会社	顧問 (現任)
2014年6月	同社	取締役 常務執行役員	2025年6月	三菱マテリアル株式会社	社外取締役 (現任)
2016年6月	同社	代表取締役 常務執行役員			

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐々木一郎氏は、グローバルに事業展開するメーカーにおいて代表取締役社長を務められ、開発、生産、品質管理、情報システム他の幅広い知見を有しております。その高度な知識と経験から、当社の事業領域の拡大に貢献いただけることを期待して社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 富岡隆臣氏、ANDREA KNOBLICH氏、田口倫彰氏、江端貴子氏、佐々木一郎氏は社外取締役候補者であります。
2. 富岡隆臣氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年です。
3. ANDREA KNOBLICH氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年9カ月です。
4. 田口倫彰氏、江端貴子氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって2年6カ月です。
5. 当社は、ANDREA KNOBLICH氏、田口倫彰氏、江端貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、佐々木一郎氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、富岡隆臣氏、ANDREA KNOBLICH氏、田口倫彰氏、江端貴子氏との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。佐々木一郎氏の選任が承認されますと、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる役員が業務に起因して第三者へ経済的損害を与え賠償請求された場合の補償の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者に取締役は含まれ、取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役磯貝龍太氏は、本総会終結時をもって辞任され、また、監査体制の強化、充実を図るため監査役1名を増員することとし、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1 おかやま ちかひろ
岡山 知弘 (1960年3月24日生) 新任 社外 独立 男性

所有する当社の株式数	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
一株	1982年4月	キャノン株式会社 入社
	2018年4月	キャノン株式会社 理事
	2008年7月	同社イメージコミュニケーション事業本部 経理担当部長
	2023年1月	キャノン中国経営企画本部長担当
当社との利害関係	2024年3月	同社 常勤監査役 (現任)
なし	2010年12月	キャノンマーケティングアジアグループ、キャノン中国 (有) 出向
		副社長及び経理本部長

社外監査役候補者とした理由

岡山知弘氏は、上場メーカーにおける国内外の経理、経営管理、内部統制、リスク管理、並びに監査役としての高度な知識と経験から、当社の経営の監督とチェックの役割を担っていただけることを期待して社外監査役候補者となりました。

2 きよた ひでたか
清田 英孝 (1962年12月14日生) 新任 社外 独立 男性

所有する当社の株式数	略歴、地位及び重要な兼職の状況	
一株	1985年4月	松下電送株式会社 (現パナソニックホールディングス株式会社) 入社
	2019年9月	同社アプライアンス社 常勤監査役員
	2021年10月	同社くらしアプライアンス社、空質空調社 常勤監査役員
当社との利害関係	2010年3月	同社 AVC ネットワークス社 経理6グループGM
		パナソニックエコシステムズ株式会社 監査役 (非常勤) (現任)
なし	2015年4月	同社コネクティッドソリューションズ社 経理センター 経理・財務企画部長
	2024年7月	同社空質空調社、中国・北東アジア社 常勤監査役員 (現任)

社外監査役候補者とした理由

清田英孝氏は、上場メーカーにおける国内外の経理、経営管理、内部統制、リスク管理、並びに監査役としての高度な知識と経験から、当社の経営の監督とチェックの役割を担っていただけることを期待して社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 岡山知弘氏、清田英孝氏は社外監査役候補者です。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏が社外監査役として就任された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は、監査役との間で、定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。岡山知弘氏、清田英孝氏の選任が承認され、社外監査役に就任された場合、当該契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる役員が業務に起因して第三者へ経済的損害を与え賠償請求された場合の補償の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者に監査役は含まれ、岡山知弘氏、清田英孝氏の選任が承認され、社外監査役に就任されますと当該保険契約の被保険者となります。

【ご参考】本総会後の取締役及び監査役（予定）のスキル・マトリックス

第1号議案、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成とスキル・マトリックスは次のとおりであります。

当社の取締役及び監査役に必要となる知見・見識・専門性に対し各氏に特に期待するものを○で示したものです。

氏名	地位		期待する知見・経験						
			企業経営	グローバル	法務・コンプライアンス・リスク管理	サステナビリティ・人財・DEI	開発・生産・品質・IT	マーケティング・営業・サービス	財務・会計・M&A
川上 潤	代表取締役		○	○	○	○		○	○
尾形 潔	取締役		○	○			○	○	
富岡 隆臣	社外取締役		○	○		○		○	○
ANDREA KNOBLICH	社外取締役	独立		○	○	○			○
田口 倫彰	社外取締役	独立	○	○	○		○	○	○
江端 貴子	社外取締役	独立	○	○		○		○	○
佐々木 一郎	社外取締役	独立	○	○		○	○	○	
岡山 知弘	社外監査役 (常勤)	独立	○	○	○				○
清田 英孝	社外監査役 (常勤)	独立	○	○	○				○
松尾 知良	社外監査役 (非常勤)	独立	○		○				○
神澤 裕	社外監査役 (非常勤)	独立	○		○			○	○

(注) 1. 当社のグローバル・オペレーションに必要な国際経験は、取締役候補者全員が備えています。

2. 各項目については、外部環境や会社の状況を踏まえ、適宜見直しを図っております。

【ご参考】 独立社外取締役の選定基準

独立社外取締役の候補者は、以下のいずれにも該当しない者とする。なお、当社は海外売上高比率が高いグローバル企業であることから、独立性の判断にあたっては、当社及び当社の連結子会社（国内外を含む）（以下「当社グループ」という）との関係を対象としつつ、その重要性・継続性及び実質的な影響度を総合的に勘案する。

(1) 業務執行との関係

当社グループの業務執行者（※）である者、又は過去10年以内に業務執行者であった者
当社の親会社の業務執行者である者、又は過去10年以内に業務執行者であった者

※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、支配人その他これらに準ずる者をいう。

(2) 主要な取引先との関係

当社グループを主要な取引先とする者、又はその業務執行者

当社グループの主要な取引先である者、又はその業務執行者

※「主要な取引先」とは、当社又は相手方の連結売上高の概ね2%以上を占める取引先をいい、国内外を問わない。ただし、海外取引先については、取引の規模、継続性及び当社経営に与える実質的な影響度を総合的に勘案し、独立性に影響を与えるおそれがあるか否かを判断する。

(3) 専門サービス提供者との関係

当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等

上記に該当する者が所属する法人・組織の業務執行者

※海外拠点を含むグローバルファームについては、当社グループとの関係を実質的に判断する。

(4) 大株主との関係

当社の議決権の10%以上を直接又は間接に保有する株主、又はその業務執行者

(5) 寄附・助成との関係

当社グループから、独立性に影響を与えるおそれがあると認められる程度の寄附又は助成を受けている者

当該寄附又は助成を受けている法人・団体の業務執行者

※寄附・助成の多額性については、金額の多寡に加え、寄附の目的、継続性、当該法人・団体の財務規模及び当社グループとの関係性等を踏まえ、実質的に判断する。

(6) 近親者との関係

上記(1)から(5)に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族

(7) 在任期間との関係

通算の在任期間が12年を超える者

独立性の判断及び開示

独立社外取締役の独立性の判断は、取締役会が行うものとし、その過程において、取締役会の諮問機関である任意の指名評価報酬委員会の審議及び答申を踏まえる。

当社は、独立社外取締役について、東京証券取引所の定めに従い独立役員として届け出るとともに、その独立性に関する考え方をコーポレートガバナンス報告書等において適切に開示する。

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬の額の算定方法及び内容決定の件

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）、エグゼクティブオフィサー及び幹部社員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」という。）を対象に、当社の持続的成長に向けた強い動機付けをすること、当社の経営陣・社員・投資家の利害共有を進めること、及び当社の人材獲得の競争力の向上を図ることを目的として、新たに事後交付による株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット、以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度は、対象取締役の職務執行期間の開始日である定時株主総会の終結時の直後の時点から、当該開始日の属する事業年度の翌々事業年度に係る定時株主総会の終結時までの期間（すなわち、対象取締役の任期に対応した場合、3事業年度に相当する期間）を、対象取締役等がエグゼクティブオフィサー又は幹部社員の場合には、当社が予め定める期間を、それぞれ対象期間（以下「対象期間」という。）として、その終了後に、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を交付及び金銭を支給する株式報酬制度です。本制度の概要については、以下の【本制度の概要】をご参照下さい。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、2024年3月29日開催の第3回定時株主総会において年額5億円以内とご承認いただいております当社の取締役の報酬枠とは別枠により、当社株式の交付のために支給する金銭債権と金銭とし、本制度に係る報酬の総額は、年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会の諮問機関である指名評価報酬委員会からの答申を得たうえで、別途取締役会で決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により当社株式の交付のために支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、本制度に基づく当社株式の発行又は処分に係る各取締役会決議（以下「交付取締役会決議」という。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として当該当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における対象取締役の報酬額の上限、発行又は処分をされる当社株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して、指名評価報酬委員会からの答申を得たうえで、決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役5名）であります。第1号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役5名）となります。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役等が対象期間（なお、対象取締役の当初の対象期間は、第5回定時株主総会の終結時の直後の時点から第8回定時株主総会の終結時までの期間、エグゼクティブオフィサー又は幹部社員の当初の対象期間は2026年4月1日から2029年3月31日までの期間とする予定です。）中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、エグゼクティブオフィサー又は使用人その他これらに準ずる地位のうち当社が予め定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、対象取締役等に対して対象期間終了後に当社株式の交付及び金銭を支給する制度です。当初の対象期間の終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものいたします。

（1）本制度における金銭債権の額及び最終交付株式数の算定方法

① 金銭債権の額の算定方法

各対象取締役等に対して支給される金銭債権の額は、本制度により対象取締役等に対して最終的に発行又は処分する当社株式の数（本制度において、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

② 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は、(i) 基準となる株式数（本制度において、以下「基準交付株式数」という。）に、対象期間における在任期間に応じて算出される在任期間比率を乗じた結果算出される調整後基準交付株式数に、(ii) 株式の交付割合を乗じて得られた株式数といたします。

$$\text{最終交付株式数（※1）} = \text{調整後基準交付株式数} \times \text{株式の交付割合（※2）}$$

$$\text{調整後基準交付株式数（※1）} = \text{基準交付株式数（※2）} \times \text{在任期間比率（※2）}$$

③ 上記①で算出した数の当社株式の交付のために支給する金銭債権の額

上記②で算出した最終交付株式数×交付時株価（※3）

④ 各対象取締役等に支給する金銭の額（※1）

（調整後基準交付株式数 - 最終交付株式数）× 交付時株価（※3）

（※1） 計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとします。ただし、上記の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役等に金銭債権の支給を行おうとする場合に、本制度に係る報酬の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役等に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。

- (※2) 当社の取締役会においてその数又は算定方法を予め定めるものいたします。
- (※3) 対象期間終了後に行われる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として当社株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定いたします。

(2) 対象取締役等に対する支給条件

当社は、対象取締役等が、対象期間満了前に、正当な理由なく当社の取締役、その他当社取締役会が定める役職の地位を退任又は退職したこと及び一定の非違行為があったこと等、当社の取締役会で予め定める権利喪失事由に該当した場合には、本制度に係る報酬の支給はいたしません。

なお、対象期間の開始後に就任した取締役等は当該対象期間に係る本制度の対象といたしません。

また、①対象期間満了前に、任期満了又は死亡その他正当な理由により当社の取締役その他当社取締役会が定める役職の地位を退任又は退職した場合、②対象期間経過後当社株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日までに、任期満了又は死亡その他正当な理由により、当社の取締役その他当社取締役会が定める役職の地位を退任又は退職した場合、又は、③当社株式の発行又は処分に係る取締役会決議の日後当社株式の発行又は処分の日の前に、死亡により、当社の取締役その他当社が定める地位を退任又は退職した場合等は、当社株式の交付は行わず、対象期間の開始日から当該退任又は退職日までの在任期間等に応じて合理的に調整した調整後基準交付株式数に、当該退任又は退職日の東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任又は退職日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））を乗じた額の金銭を退任又は退職後一定期間内に支給するものいたします。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、本制度に基づく当社株式の発行又は処分の日の前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社株式の交付は行わず、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて合理的に調整した調整後基準交付株式数に、当該組織再編等の承認の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を乗じて得られた金額の金銭を当該組織再編等の承認後一定期間内に支給いたします。

(4) クローバック条項

対象取締役等による重大な法令・社内規程違反又は不正行為の結果、重大な不正会計又は巨額損失が発生したこと等、報酬規程に定める一定の事由に該当した場合には、取締役会の決議により、対象取締役等が、本制度に基づき交付された当社株式及び支給された金銭の全部又は一部を、当社に対して無償で返還する義務を負うクローバック条項を設ける予定です。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上及び中長期的な成長の実現に向け、取締役の職責及び役割に見合った水準とするとともに、経営責任の明確化及び業績との連動性を確保することを基本方針とする。

また、報酬水準及び構成（各報酬の割合を含む。）については、当社の業績、経営環境、同業他社の動向等を総合的に勘案し、指名評価報酬委員会における審議を経たうえで、透明性及び客観性の高い制度設計とする。

2. 報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、以下の3種類により構成する。

固定報酬

業績連動報酬

中期インセンティブとしての株式報酬（譲渡制限付株式ユニット（RSU））

これにより、短期及び中長期の業績並びに企業価値向上へのインセンティブを適切に付与する。

3. 固定報酬

固定報酬は、役位、職責、経験等を踏まえ、市場水準を勘案して設定し、定額を月毎に支給している。

4. 業績連動報酬

業績連動報酬は、業務執行取締役の各事業年度における目標達成、業績向上へのインセンティブとして、事業年度ごとに設定した業績評価指標の目標達成度等に応じて算出した額を、毎年4月から翌年3月までの期間に定期同額で現金報酬として支給する。

業績評価指標には、グループ連結の売上高とEBITDA等を用い、これらの目標に対する達成度を総合的に勘案するものとする。業績連動型報酬の業績評価指標、目標値及び目標値の達成度に応じて算出する支給額は、指名評価報酬委員会の審議を経て決定する。

5. 株式報酬（譲渡制限付株式ユニット：RSU）

株式報酬は、取締役に当社の中期的な企業価値向上に対する意識を一層高めることを目的として、中期インセンティブとして付与する。

RSUに係る報酬総額の上限については、2026年3月25日開催予定の第5回定時株主総会において、株数を年間上限100,000株、金額を年間上限2億円として株主の承認を得ることを予定している。

RSUの具体的な内容、付与条件、その他必要な事項については、当該株主総会終了後に開催する取締役会において、別途定める株式報酬規程に基づき決定する。

6. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、その独立性及び監督機能を重視し、固定報酬のみとする。

7. 報酬等の決定方法

取締役の報酬等の内容については、株主総会で決議された報酬の範囲内において、本方針に基づき、指名評価報酬委員会における審議又は取締役会からの委任に基づく決議を経て決定する。

8. 指名評価報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として指名評価報酬委員会を設置する。

同委員会は、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する。

同委員会は、取締役の報酬等の決定方針及び取締役の評価等について審議を行い、その結果を取締役に答申する。

また、取締役会からの委任に基づき、取締役の個別の報酬水準については、同委員会の決議により決定することができるものとする。

9. ストックオプションに関する取扱い

なお、業務執行取締役及び社外取締役の一部には、上場前にストックオプションが付与されているが、当該ストックオプションについては、今後新たな付与を行う予定はない。

10. 監査役に関する補足

本方針は取締役（社外取締役を含む）を対象とするものであり、監査役の報酬については本方針の対象外とする。

監査役の報酬は、会社法第387条の規定に基づき、株主総会で定められた報酬の範囲内において、監査役の協議により決定する。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額については、2024年3月29日開催の第3回定時株主総会において承認を得、年間総額5,000万円以内と決定されております。今般、常勤監査役を2名選任し、非常勤監査役と合わせて4名体制とすることに鑑み、これを年間総額8,000万円以内とします。なお、各監査役の報酬については、監査役の協議によって決定します。本報酬額の決定については、対象となる監査役の経歴、経験、経済情勢等諸般の事情を考慮し、相当であると判断しております。

現在の監査役は3名ですが、第2号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役は4名となります。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、堅調な雇用・所得環境を背景とした内需の拡大に支えられ回復基調を維持したものの、外需の弱さや物価上昇に伴う不透明感から、成長は緩やかなものとなりました。株価は、米国を中心とした半導体需要の拡大を背景に、半導体関連・電子部品・データセンター関連等が強く買われ、また、円安進行により輸出企業の業績期待が高まり、自動車や機械等外需セクターの株価を押し上げ、年末に向けて史上最高値圏に迫る展開となりました。

海外におきましては、中東情勢を巡り緊張緩和の動きがみられた一方、ロシア・ウクライナ戦争は長期化し、欧米による経済制裁や資源・エネルギー供給への懸念が続き、また、米中間では重要鉱物及び半導体関連製品等を巡る輸出規制や関税措置の継続・拡大等、地政学的な不確実性は依然として高い水準で推移し世界経済及び企業活動に影響を与えました。

このような環境下ではありましたが、新材料開発等の技術革新への戦略投資は継続し、当連結会計年度の後半では、米国を除く地域で分析機器への需要が成長軌道に戻ってきました。また世界の半導体市場は引き続きAIやデータセンター向け等の先端技術への需要が市場を牽引しており、当社グループのソリューションに対し高い需要を生み出しております。これらの需要を的確に捕捉したことで、第4四半期において対前年同期比及び対第3四半期比で大幅な売上増を実現することができ、第3四半期累計で対前年同期比マイナス成長であった状況から、通期では対前期比3.9%の成長まで回復することができました。

当連結会計年度における各事業別の売上収益の状況は以下のとおりです。

- ・多目的分析機器事業においては、米州や中国での売上収益が減少したことで、通期で対前期比2.2%の減収となりました。主たる要因は、米国ではトランプ政策の影響が特にアカデミア及びガバメントの市場で生じたこと、中国では前年上半期の売上収益に大きく貢献した補正予算案件が剥落したこと、そしてEV向けSiC需要急増の2025年からの反動がグローバルで生じたことによります。しかしながら欧州、日本、その他のアジア地域で特に第4四半期で高い成長を実現し、全体の回復に寄与しました。
- ・半導体プロセス・コントロール機器事業においては、半導体市場における分析・計測需要が量産目的から開発目的にシフトしたことから、売上や高利益率の案件が第4四半期に集中しましたが、確実にクローズすることができ、売上収益は通期で対前期比19.0%の増収となりました。高いAI需要を背景にした、DRAM及び3D NANDの需要拡大による半導体メモリ向け及び次世代技術開発案件を中心とした半導体製造装置向けの販売が大きく増加しました。

- ・部品・サービス事業においては、需要低下に伴う顧客在庫調整の長期化によるEUV用多層膜ミラーの売上減がありましたが、サービス及びその他分析機器は堅調に売上を伸長させ、対前期比で同水準となりました。

営業利益に関しましては、製造キャパシティの増強を行ったことや戦略的な研究開発投資を継続した一方で、半導体プロセス・コントロール機器事業における製品・地域ミックス変化の影響、利益率の高いEUVの需要減、トランプ政策の影響を受けた米国サービス売上減等により、通期で対前期比9.0%の減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は94,193百万円(前期比3.9%増)、営業利益は16,709百万円(同9.0%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は11,401百万円(同16.3%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は6,653百万円であり、その主なものは以下のとおりです。

● 山梨工場増設	1,769百万円
● XTRAIA XD-3300 (JEP機)	241百万円
● グローバル統合人事システム	228百万円
● XTRAIA CD-3200T (JEP機)	171百万円
● XTRAIA XD-3200 (JEP機)	108百万円

(3) 資金調達の状況

三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行を貸付人とするシンジケートローンの借入残高は、2024年12月末日時点で55,388百万円でした。当連結会計年度にシンジケートローンを4,000百万円返済する一方、山梨工場増設のため2,168百万円を借入れ、またコミットメントライン契約に基づき運転資金2,000百万円を借入れたことから、2025年12月末日現在の借入残高は55,556百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、その事業ポートフォリオ戦略の一環として、X線技術を利用したソリューション力をさらに強化するための外部とのパートナーシップの確立を推進しています。当社グループの高度なX線要素技術力について、外部パートナーが持つそのユニークな技術力と融合することで、さらなる差別化を図るとともに、新材料開発の分野で注目されているラボラトリー・オートメーションやマテリアル・インフォマティクスでの協業、高度化・複雑化する半導体計測の分野において革新的なソリューションを提供するためのHybrid Metrologyでの協業等に積極的に取り組んでいます。

また、当社グループは、その製品に対する市場の旺盛な需要に適切な納期で応えるべく、当社グループの成長戦略を下支えする製品供給基盤を強化するため、生産体制の中核を担う山梨工場について、大阪工場や外部パートナーの生産スペースの拡張、その他生産性向上のための各種施策の実施とあわせて、生産キャパシティを2022年比で倍増させる投資計画を実施いたしました。この投資計画は、2025年5月に山梨工場において新たな製造棟を竣工し、当事業年度の業績に大きく貢献しています。

当社グループの主力工場である山梨工場の増強により、東京工場と山梨工場に分散していたX線回折装置の製造・組立・出荷工程を広大な山梨工場に集約することが可能となり、業務効率の飛躍的な向上と高品質な製品の安定供給の実現に大きく寄与するものとなります。

その他、当社グループの製品に対してお客様にご満足をいただき、その信頼を維持し続けるための品質の改善、成長投資の拡大や一時的な市況悪化リスクに備えるための財務基盤の強化、当社グループの戦略・施策を執行するための必要な人材の確保・育成、当社グループの企業価値を高め、様々なステークホルダーから信頼され、支持される企業となるための経営基盤の強化等の継続的な課題についても、鋭意それらへの取り組みを推進しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分	2022年度 第2期	2023年度 第3期	2024年度 第4期	2025年度 第5期
営業収益（百万円）	3,448	4,360	6,751	6,750
当期純利益（百万円）	△4,789	1,966	2,526	7,133
1株当たり当期純利益（円）	△21.35	8.74	11.22	31.40
総資産額（百万円）	108,952	107,614	109,521	115,417
純資産額（百万円）	47,646	49,761	52,283	53,910

(注) 当社は、2024年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

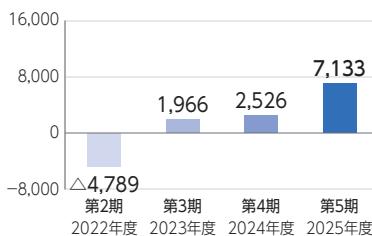
■ 営業収益

(単位：百万円)



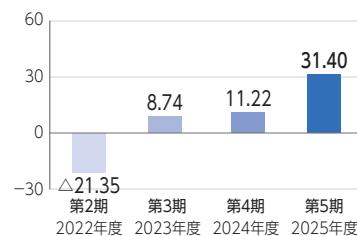
■ 当期純利益

(単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



■ 総資産額

(単位：百万円)



■ 純資産額

(単位：百万円)



企業集団の財産及び損益の状況（国際会計基準）

区分	2022年度 第2期	2023年度 第3期	2024年度 第4期	2025年度 (当連結会計年度) 第5期
売上収益（百万円）	62,701	79,887	90,652	94,193
親会社の所有者に 帰属する当期利益（百万円）	911	10,904	13,615	11,401
基本的1株当たり 当期利益（円）	4.06	48.44	60.44	50.19
総資産額（百万円）	148,524	163,120	177,547	185,209
親会社の所有者に 帰属する持分（百万円）	53,049	65,349	81,769	88,396

(注) 1. 当社は、第3期より国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）を適用して連結計算書類を作成しております。

また、ご参考までに第2期のIFRS会計基準に準拠した数値も併記しております。

2. 当社は、2024年7月11日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

■ 売上収益

（単位：百万円）



■ 親会社の所有者に帰属する当期利益

（単位：百万円）



■ 基本的1株当たり当期利益

（単位：円）



■ 総資産額

（単位：百万円）



■ 親会社の所有者に帰属する持分

（単位：百万円）



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、会社法第2条第4号に規定する親会社等はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社リガク	100百万円	100%	理科学機器及び関連機器の開発・製造・販売・サービス
理学ロジスティクス株式会社	10百万円	100%	各種包装及び精密機器の運送
日本インストルメンツ株式会社	20百万円	100%	水銀分析計の開発・製造・販売・サービス
Rigaku Americas Holding, Inc.	3,130 US\$	100%	理科学機器及びその要素技術製品の開発・製造・販売・サービス
Rigaku do Brasil Ltda.	334,993 BRL	100%	中南米における営業活動推進
Rigaku Innovative Technologies Europe s.r.o.	200,000 CZK	100%	理科学機器の先端技術の開発・製造
Rigaku Asia Pacific PTE. Ltd.	975百万円	100%	アジア・パシフィック地域の統括・管理及びX線分析装置等の販売・サービス
理学電企儀器（北京）有限公司	5,000,000 RMB	100%	理科学機器の販売・サービス
Rigaku Portable Devices Asia Limited	2 HK\$	100%	アジア・パシフィック地域での販売・サービス
Rigaku Europe SE	120,000 EUR	100%	欧州・中東・アフリカ地域でのX線分析装置等の販売・サービス
Rigaku Polska Sp. z o.o.	376,250 PLN	100%	単結晶X線構造解析装置の製造・販売
Rigaku Semiconductor Instruments Ltd.	3,018 US\$	100%	半導体デバイス並びに関連分野向けのX線装置等の開発・製造
MIILabs B.V.	37,906 EUR	100%	生体用分析機器の開発・製造・販売
Rigaku UK, Ltd.	150,000 GBP	100%	英国でのX線分析装置等の販売・サービス
Rigaku France S.A.R.L	60,000 EUR	100%	仏国でのX線分析装置等の販売・サービス
理学電企（上海）儀器有限公司	5,000,000 RMB	100%	理科学機器の販売・サービス
Rigaku India Private Ltd.	1,000,000 INR	100%	インド地域でX線分析装置等の営業活動・サービス
理学股分有限公司	40,000,000 NTD	100%	台湾でのX線分析装置等の販売・サービス

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社リガク	東京都昭島市松原町三丁目9番12号	87,013百万円	115,417百万円

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
理科学機器の製造及び販売	X線回折装置、蛍光X線分析装置、X線イメージング装置、半導体X線計測装置、熱分析・発生ガス分析装置、携帯型ラマン分光分析装置、水銀測定装置、動物用イメージング・モダリティ装置、X線発生装置や光学素子その他の要素部品に関連する修理・保守その他のサービス

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都昭島市松原町三丁目9番12号	東京工場	東京都昭島市松原町三丁目9番12号
東京クロス・ポイント	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目32番10号	大阪工場	大阪府高槻市赤大路町14番8号
大阪支店	大阪府高槻市赤大路町14番8号	山梨工場	山梨県北杜市須玉町若神子4495番地8

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,971 (255) 名	104 (△14) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

名称	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
リガク・ホールディングス株式会社	126 (6)	△6 (1)	48.4	9.5
株式会社リガク	973 (232)	83 (△15)	45.2	13.9

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 株式会社リガクについて、従業員数には関係会社等への出向者（11名）を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン (主幹事 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行)	55,556 百万円

(注) 上記借入に伴い融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額45億円）を締結しております。借入額のうち2,000百万円はコミットメントライン契約に基づくものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 900,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 230,375,000株 (自己株式4,304,101株を含む)
- (3) 株主数 31,510名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
Atom Investment, L. P.	95,140,800 株	42.08 %
志村 晶	27,476,600 株	12.15 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,572,800 株	6.44 %
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	4,212,600 株	1.86 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,604,400 株	1.59 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKU C UCITS CLIENTS NON LENDING 10P CT TREATY ACCOUNT	3,280,500 株	1.45 %
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD	2,650,000 株	1.17 %
GIC PRIVATE LIMITED- C	2,565,453 株	1.13 %
ORBIS INSTITUTIONAL FUNDS LIMIT ED-ORBIS INSTITUTIONAL GLOBAL EQUITY (OFO) FUND	2,173,200 株	0.96 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	2,158,600 株	0.95 %

※保有割合については、2025年12月31日現在の発行済株式総数（230,375,000株）から議決権を有しない自己株式（4,304,101株）を控除した数を分母として計算しております。

※当社は、自己株式4,304,101株を所有しておりますが、上記大株主の状況から除外しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、以下のとおりです。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類	発行価額	行使価額	行使期間
第1回新株予約権 (2021年10月11日)	26,050個	普通株式	527円	254円	2021年10月15日 ～2031年10月14日
第2回新株予約権 (2022年2月27日)	1,572個	普通株式	無償	254円	2022年2月28日 ～2032年2月27日
第3回新株予約権 (2022年10月24日)	1,164個	普通株式	656円	301円	2022年10月31日 ～2032年10月30日
第4回新株予約権 (2022年10月24日)	4,568個	普通株式	無償	301円	2022年10月31日 ～2032年10月30日
第5回新株予約権 (2023年5月31日)	1,813個	普通株式	917円	414円	2023年6月1日 ～2033年5月31日
第6回新株予約権 (2023年5月31日)	1,689個	普通株式	無償	414円	2023年6月1日 ～2033年5月31日
第7回新株予約権 (2023年8月31日)	270個	普通株式	1,277円	550円	2023年9月1日 ～2033年8月31日

(注)2024年7月11日付で行った普通株式1株を200株とする株式分割により、「行使価額」は調整されております。

・その他取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができます。この場合、当該新株予約権は本新株予約権の払込価格又は本新株予約権の時価のいずれか低い金額で、取得することができます。

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下のとおりです。

	回次	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	295個	1名
	第5回新株予約権	1,813個	1名
社外取締役	第1回新株予約権	295個	1名
	第7回新株予約権	270個	3名
監査役	第1回新株予約権	196個	1名

③ 当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

① 取締役及び監査役の氏名等（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川上 潤	チーフエグゼクティブオフィサー（CEO） 株式会社リガク 代表取締役 社長
取締役副社長	尾形 潔	グローバルプロダクトユニットリーダー 株式会社リガク 取締役 副社長
社外取締役	富岡 隆臣	カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本共同代表 マネージングディレクター オリオンビール株式会社 非常勤取締役 岩崎電気株式会社 非常勤取締役 日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 非常勤取締役
社外取締役	廣瀬 光雄	有限会社マベリックジャパン 代表取締役社長 ビジネス・ブレイクスルー大学大学院 経営学研究科 名誉教授
社外取締役	アンドレア クノーブリヒ ANDREA KNOBLICH	—
社外取締役	田口 倫彰	—
社外取締役	江端 貴子	株式会社アルファパーチェス 社外取締役、指名・報酬委員会委員長 エムスリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人 米日カウンシルージャパン 理事 一般社団法人東京地区ライオンズ 理事
社外監査役	磯貝 龍太	株式会社リガク 監査役 理学ロジスティクス株式会社 監査役
社外監査役（非常勤）	松尾 知良	オリヅルセラピューティクス株式会社 監査役
社外監査役（非常勤）	神澤 裕	—

- (注) 1. 富岡隆臣氏、廣瀬光雄氏、ANDREA KNOBLICH氏、田口倫彰氏、江端貴子氏は、社外取締役であります。
2. 磯貝龍太氏、松尾知良氏、神澤裕氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 廣瀬光雄氏、ANDREA KNOBLICH氏、田口倫彰氏、江端貴子氏、監査役 磯貝龍太氏、松尾知良氏、神澤裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役磯貝龍太氏は、長期にわたり銀行及び証券業界において豊富な専門知識を有し、また監査の経験も豊富であることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役松尾知良氏は、長期にわたり銀行及び証券業界において深い専門知識を有し、また事業運営や経営管理にも関与しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役神澤裕氏は、銀行業界において深い専門知識を有し、複数社の事業運営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別の関係はありません。

② エグゼクティブオフィサーの氏名等（2025年12月31日現在）

氏名	職名・担当
川上 潤	社長 チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）
尾形 潔	副社長 グローバルプロダクトユニット リーダー
Adam Chong	エグゼクティブオフィサー Asiaリージョン リーダー
藤本 康三郎	エグゼクティブオフィサー グローバルサプライチェーンユニット リーダー
Kent Heath	エグゼクティブオフィサー Americasリージョン リーダー
Michael Hippler	エグゼクティブオフィサー EMEAリージョン リーダー
平塚 俊治	エグゼクティブオフィサー チーフHRオフィサー（CHRO）
Markus Kuhn	エグゼクティブオフィサー グローバルプロダクトユニット 半導体
Jeff Li	エグゼクティブオフィサー Chinaリージョン リーダー
三木 晃彦	エグゼクティブオフィサー チーフファイナンシャルオフィサー（CFO）
長戸 孝司	エグゼクティブオフィサー 経営企画部長、総務部長
表 和彦	エグゼクティブオフィサー グローバルR&Dユニット リーダー
山田 千尋	エグゼクティブオフィサー ジェネラルカウンセル

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約は、①取締役及び役員個人について、株主等から損害賠償請求されたことにより被る損害を填補するほか（取締役及び役員個人への補償）、②取締役及び役員個人の賠償責任について会社が会社補償制度の下で補償した場合に、その会社の負担に対して保険金を支払うこと（会社補償に対する補償）、③会社に対する有価証券損害賠償請求（法定開示書類の不実記載に伴う株価下落について投資家からの損害賠償請求）がなされた場合に、会社が被った損害賠償金及び争訟費用を支払うこと、をその内容としております。

ただし、法令違反となることを認識して行った行為に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社を含むグループ会社の取締役、監査役、エグゼクティブオフィサー、その他会社法上の重要な使用人等であります。

当該保険料については、取締役会決議に基づき全額会社負担としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ① 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針を、独立社外取締役を過半数の構成委員とし、任意に設置している指名評価報酬委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。

当社は、経営目標達成の動機づけと持続的な業績向上、企業価値増大への貢献意識を高め、株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるとともに、当社経営を牽引する優秀な人材を動機付け、確保し、育成することを狙いとした報酬体系とすることを、取締役報酬の基本方針としております。

業務執行を行う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、非金銭報酬等としてのストックオプションで構成しております。総報酬水準は、各取締役が期待される役割と責任、業績貢献度、市場競争力等を総合的に勘案して決定しております。業績連動賞与は連結売上、連結EBITDA、連結売上成長率等を主要指標とし、その達成度に応じて支給する設計としております。ストックオプションは、特に中長期的な企業価値向上と株主重視の経営を行うインセンティブとして付与しております。取締役の個人別報酬等の内容については、取締役会から委任を受けた指名評価報酬委員会が決定しており、上記基本方針に沿い、職務評価や外部報酬調査、外部専門家の助言も踏まえて十分な客観性、一貫性をもって決定しているため、決定方針に沿うものと判断しております。

業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割や勤務形態を勘案し、固定報酬と非金銭報酬等としてのストックオプションのみで構成されております。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2024年3月29日開催の第3回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額総額5億円以内と決議しております。同総会終結時点の取締役の員数は8名です。同様に、監査役の報酬限度額は年額総額5,000万円以内と決議しております。同総会終結時点の監査役の員数は5名です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、取締役の報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名評価報酬委員会を設置しており、その委員は取締役会が選定し、議長は独立社外取締役が務め、委員の過半数は独立社外取締役で構成されております。

当事業年度末日時点の指名評価報酬委員会の委員は、田口倫彰氏（独立社外取締役）、川上潤氏（代表取締役社長（CEO））、富岡隆臣氏（社外取締役）、廣瀬光雄氏（独立社外取締役）、ANDREA KNOBLICH氏（独立社外取締役）の5名であります。取締役の個人別報酬は、取締役会の委任を受けた指名評価報酬委員会が決定しております。当事業年度においても、同委員会において上記基本方針に基づいて決定したものです。監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	196 (34)	116 (34)	80 (ー)	— (ー)	8 (5)
監査役 (うち社外監査役)	32 (32)	32 (32)	— (ー)	— (ー)	3 (3)

(注) 当事業年度末日時点の取締役は7名(うち社外取締役は5名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2025年3月27日に退任した取締役が1名が含まれているためであります。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、業績向上に向けた適切なインセンティブとするために、連結売上と連結EBITDAの目標達成率並びに連結売上の成長率を主な業績指標として用いております。目標を達成した場合の支給額(オンターゲット水準)を設定したうえで、これらの指標の達成度に基づいて支給額が変動するように設計しております。上記報酬の根拠となる2024年12月期の実績はそれぞれ105%、113%、113.4%であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
富岡隆臣	社外取締役	<p>当期開催の取締役会19回中18回に出席し、議案に関して適宜意見・提言を行っております。投資案件やアライアンス事業に携わり、経営指導及び管理の経験も豊富であるため、当社の経営戦略の適正化に対して有益な助言等を行っております。</p> <p>また、指名評価報酬委員会の委員を務め、取締役及びエグゼクティブオフィサーの選解任並びに報酬体系の審議、個別の取締役及びエグゼクティブオフィサーの報酬額に関する審議・決定に関して重要な役割を果たしております。</p>
廣瀬光雄	社外取締役	<p>当期開催の取締役会19回中19回に出席し、独立した立場から、議案に関して適宜意見・提言を行っております。長年にわたる外資系企業での事業運営の経験に加え、大学で経営学の教鞭をとっており、高度な知見・経験から当社の経営戦略の適正化に対して有益な助言等を行っております。</p> <p>また、指名評価報酬委員会の委員を務め、取締役及びエグゼクティブオフィサーの選解任並びに報酬体系の審議、個別の取締役及びエグゼクティブオフィサーの報酬額に関する審議・決定に関して重要な役割を果たしております。</p>

氏名	区分	主な活動状況
アンドレア・クノブリッチ ANDREA KNOBLICH	社外取締役	<p>当期開催の取締役会19回中19回に出席し、独立した立場から、議案に関して適宜意見・提言を行っております。外資系企業はもとより国内企業においても事業運営に携わっており、当社の経営戦略の適正化に対して有益な助言等を行っております。</p> <p>また、指名評価報酬委員会の委員を務め、取締役及びエグゼクティブオフィサーの選解任並びに報酬体系の審議、個別の取締役及びエグゼクティブオフィサーの報酬額に関する審議・決定に関して重要な役割を果たしております。</p>
田口 倫 彰	社外取締役	<p>当期開催の取締役会19回中19回に出席し、独立した立場から、議案に関して適宜意見・提言を行っております。長年にわたり半導体業界に携わり、同業界の製品・技術・市場について豊富な知識を有することに加え、外資系企業の日本法人の代表取締役として事業運営を行っており、当社の経営戦略の適正化に対して有益な助言等を行っております。</p> <p>また、指名評価報酬委員会の委員長を務め、取締役及びエグゼクティブオフィサーの選解任並びに報酬体系の審議、個別の取締役及びエグゼクティブオフィサーの報酬額に関する審議・決定に関して重要な役割を果たしております。</p>
江 端 貴 子	社外取締役	<p>当期開催の取締役会19回中19回に出席し、独立した立場から、議案に関して適宜意見・提言を行っております。民間及び官庁関連の幅広い業界での経験や、複数の企業の事業運営への関与を通じ、経営指導及び管理においても豊富な実績があり、当社の経営戦略の適正化に対して有益な助言等を行っております。</p>
磯 貝 龍 太	社外監査役	<p>当期開催の取締役会19回中19回、監査役会13回中13回に出席し、リスク管理、コンプライアンス、監査業務、情報システム業務経験者としての専門的見地からの発言を行い、当社の経営のチェック機能としての役割を果たしています。</p>
松 尾 知 良	社外監査役	<p>当期開催の取締役会19回中18回、監査役会13回中13回に出席し、金融機関における上場審査やリスク管理等、内部統制の整備運営経験者としての専門的見地や事業運営、経営管理並びに他社での監査役経験の高度な知見から適宜発言を行い、当社の経営のチェック機能としての役割を果たしています。</p>
神 澤 裕	社外監査役	<p>当期開催の取締役会19回中19回、監査役会13回中13回に出席し、銀行業界においての深い専門知識並びに複数社の事業運営に携わった経験からの高度な知見から適宜発言を行い、当社の経営のチェック機能としての役割を果たしています。</p>

② 責任限定契約の概要

当社と社外役員は、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当期に係る報酬等の額	86百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたくうえで、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りにおいて、算出根拠の適正性、監査人の独立性、監査品質の確保等の観点から、その妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であるものと判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Rigaku Americas Holding, Inc.、Rigaku Europe SE及び理学電機儀器（北京）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査をうけております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって解任を決定いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、各監査役の同意を得て、又は各監査役の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議した事項、及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役、エグゼクティブオフィサー及び使用人が業務の遂行にあたり守るべき規準として「リガク・グループ行動規範」を取締役会の決議により採択し、これを統括・運用するコンプライアンス委員会が、コンプライアンスの啓発・推進活動を実施する。
- ② 取締役会が採択した「リガク・グループ行動規範」及びコンプライアンス委員会が実施するコンプライアンスに関する諸施策については、コンプライアンス担当役員を実務責任者とし、各部門のコンプライアンス担当者が当該各部門におけるこれらの実施と浸透を主導する。
- ③ 取締役、エグゼクティブオフィサー及び使用人に対する適用法令その他の規制の周知徹底のため、それぞれの所管部門が社内規程やガイドライン等を整備する。
- ④ 反社会的勢力とは如何なる面でも一切の関係を持たないとの基本方針を、取締役、エグゼクティブオフィサー及び使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持・強化する。
- ⑤ コンプライアンス部門等により、会社の事業活動につき遵法の指導やモニタリング等を行い、コンプライアンスを強化する。
- ⑥ 内部通報制度を活用し、違法行為や倫理違反等に対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事の未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書の作成、受発信、保管、保存及び廃棄に関する文書管理規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会や経営会議等において重要案件につき具体的な実行計画を慎重に審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。
- ② 財務リスクには特に注意を払い、財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定とリスクの評価を行い、これらを文書化し、統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、リスク管理を実効性あるものとする。

- ③ 多様化するリスクから企業を守り、社会からの信頼を維持するため、リスク全般を統括管理するリスク管理委員会を設置するとともに、各種社内規程を整備し、その遵守を確保することにより、リスク管理体制を構築する。
- ④ 内部監査部門による広範囲にわたる各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見と早期解決を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① エグゼクティブオフィサー制度の導入とエグゼクティブオフィサーで構成される社長の諮問機関たる経営会議の設置により、取締役会の決議による方針の下、事業活動における業務の迅速かつ柔軟な執行を促進する体制を確保する。
- ② 組織分掌に基づく職務分離の確保と職務権限の委譲により、組織的な内部牽制体制の下、職務の執行が効率的に行われる体制の整備を推進する。
- ③ グループ中期経営計画の策定により経営方針と戦略目標を明確化し、各部門に周知徹底する。また、年次予算計画と月次予算管理により、業務執行の進捗管理を行い、経営資源の最適活用を図る体制を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「リガク・グループ行動規範」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンスの啓発・推進活動を実施し、遵法・企業倫理意識を浸透させ、グループ共通の価値観としてこれを共有する。
- ② 「リガク・グループ行動規範」を統括・運用するコンプライアンス委員会が実施するコンプライアンスに関する諸施策については、当社グループ各社のコンプライアンス推進責任者とコンプライアンス担当者が当該各社におけるこれらの実施と浸透を主導する。
- ③ コンプライアンス部門等により、当社グループの事業活動につき遵法の指導やモニタリング等を行い、コンプライアンスを強化する。
- ④ 内部監査部門による広範囲にわたる各種監査の実施や内部通報制度の活用により、リスクの早期発見と早期解決を図る。
- ⑤ 「グループ会社管理規程」その他の当社グループ全社に適用する諸規程の整備を含む子会社の統制管理に必要な措置を講じることにより、当社グループの実効的な統治と業務の適正を確保する。
- ⑥ 組織分掌に基づく職務分離の確保と職務権限の委譲により、組織的な内部牽制体制の下、職務の執行が効率的に行われる体制の整備を推進する。
- ⑦ グループ中期経営計画の周知を通じて、経営方針と戦略目標の徹底を図り、当社グループ各社の事業活動の健全性と効率性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助するための専任の使用人の配置を求めた場合には、会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号の要件を踏まえて、速やかにこれに対応する（以下、これらの要件を満たす監査役の職務を補助するための専任の使用人を「監査役補助人」という）。なお、監査役補助人が未配置の場合には、監査役の求めに応じて、監査役補助人の配置に代えて、監査役の職務を補助するため、非専任の支援要員を提供する。

(7) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助人の人事評価及び人事異動については、監査役への事前相談を要する。

(8) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人への指揮・命令は監査役が行うものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し又は発生する虞があるときは、監査役に速やかに報告する。
- ② 取締役と監査役との間で予め報告すべき事項として協議決定する事項については、取締役、エグゼクティブオフィサー及び使用人並びに子会社の役職員等は監査役に適時に報告する。
- ③ 監査役は、各種会議その他の重要な会議に出席することができる。

(10) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

通報者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を取締役、エグゼクティブオフィサー及び使用人並びに子会社の役職員等に周知徹底する。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、かかる費用等又は債務が監査役職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用等又は債務を支払う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社は、監査役が代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を行うための機会を提供する。
- ② 監査役が効率的かつ効果的な監査を実施できるよう、監査役から要望を受けた事項について、会社は協力体制を整備する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

内部統制システムの整備現況の評価と注力すべき課題の洗い出しを行い、内部統制システムの年次整備計画に従い改善を図ることで内部統制システムの整備強化に努めております。当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、必要に応じて助言等を行うことで改善を進めております。

② グループ会社管理体制

当社は、「グループ会社管理規程」その他の当社グループ全社に適用する諸規程の整備等を通じて、当社グループの実効的な統治と業務の適正を確保しております。

主要なグループ会社の取締役役に当社の経営幹部を選任し、四半期毎以上の頻度で取締役会を実施することを通じて、親会社である当社への透明性ある情報提供や当社による監督機能を確保しております。また、主要な子会社の経営者が当社のエグゼクティブオフィサーに起用され、グループ全体の経営に参画しております。

③ コンプライアンス

当社は、当社グループにおける法令遵守の徹底及び行動規範遵守の風土醸成を目的として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、原則として年に2回開催しております。

また、社内における不正行為を早期に発見して是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「コンプライアンス規程」内で行動規範に関する相談・通報体制について定めており、海外子会社を含むグループ全社の役職員から通報できる体制を構築しております。内部通報の窓口として、社内窓口、社外窓口、弁護士（経営陣が関与する可能性のある一定の重大な不正に関して）の3つの窓口を設置することで、内部通報を行いやすい環境を整備しております。

④ リスク管理体制

当社は、当社グループの事業活動や経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある、市場動向や競争環境、購買や外注の安定性確保、法令や規制の遵守とその変更対応、製品の品質と安全、政治・経済・社会情勢、自然災害やパンデミック、人材確保と各種法令遵守対応、経理・財務・内部統制等、多岐にわたるリスクを全社的・統合的に管理するため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、原則として年に2回開催しております。同委員会では、リスクマッピングによる網羅的なリスクの洗い出しと個別リスクの調査・把握を組み合わせて、対応を優先すべきリスクを特定し、それらのリスクについての当社グループ内での対応を推進するための活動を実施しております。当事業年度においては、特に環境保全・安全衛生分野やBCP（事業継続計画）のリスクに関する対応に注力しております。

⑤ 内部監査

当社は、代表取締役社長の直轄組織である内部監査部門を設置し、他の業務執行部門からの独立性を維持しており、取締役会の承認を受けた年次監査計画に基づき内部監査を実施しております。内部監査の結果は、速やかに代表取締役社長及び取締役会へ報告しております。

(14) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期の経営視点から成長投資の推進と財務健全性の確保とのバランスを考慮しつつ、各期の業績に応じて株主への配当を実施していくことを、資本政策の基本的な方針としております。配当性向は各期連結利益の30%を目処とし、その水準の維持と向上に努める一方、内部留保資金の使途は、借入金の返済と事業基盤拡充のための設備投資資金、新しい技術や製品を創出するための研究開発投資資金等に充当するほか、M&Aをはじめ、中長期的な視野に立った成長事業領域への展開を目指す資金として有効に活用して参ります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、毎事業年度における配当の回数につきましては、年2回の配当を基本方針としております。期末配当及び中間配当の決定機関は取締役会であります。

上記方針に基づき、2025年12月期は中間配当として1株あたり9.4円を実施し、期末配当につきましても1株あたり9.4円（中間配当とあわせた合計で1株あたり年18.8円）を実施いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	76,286	流動負債	33,584
現金及び現金同等物	24,275	営業債務及びその他の債務	11,699
営業債権及びその他の債権	28,439	借入金	6,855
棚卸資産	20,877	リース負債	1,342
その他の流動資産	2,693	未払法人所得税	1,830
非流動資産	108,923	契約負債	4,959
有形固定資産	22,619	その他の金融負債	857
使用権資産	6,438	短期従業員給付	4,134
のれん	51,876	引当金	828
無形資産	26,542	その他の流動負債	1,078
その他の金融資産	341	非流動負債	63,228
繰延税金資産	1,012	借入金	48,700
その他の非流動資産	92	リース負債	5,269
		契約負債	1,317
		その他の金融負債	0
		長期従業員給付	216
		繰延税金負債	7,724
		負債合計	96,812
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	88,396
		資本金	1,137
		資本剰余金	47,813
		利益剰余金	36,462
		自己株式	△4,035
		その他の資本の構成要素	7,018
		資本合計	88,396
資産合計	185,209	負債及び資本合計	185,209

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	94,193
売上原価	△41,312
売上総利益	52,881
販売費及び一般管理費	△35,540
その他の収益	105
その他の費用	△737
営業利益	16,709
金融収益	405
金融費用	△1,143
税引前当期利益	15,971
法人所得税費用	△4,569
当期利益	11,401
当期利益の帰属	
親会社の所有者	11,401
当期利益	11,401

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,974	流動負債	12,805
現金及び預金	549	短期借入金	6,383
前払費用	225	1年内返済予定の長期借入金	4,855
短期貸付金	2,188	未払金	827
未収入金	987	未払法人税等	210
その他流動資産	23	未払費用	420
固定資産	111,443	預り金	23
投資その他の資産	111,443	賞与引当金	85
関係会社株式	96,074	固定負債	48,701
長期貸付金	15,159	長期借入金	48,700
長期前払費用	1	その他の金融負債	0
差入保証金	85	負債合計	61,507
繰延税金資産	107	(純資産の部)	
その他の金融資産	13	株主資本	53,897
		資本金	1,137
		資本剰余金	47,780
		資本準備金	12,465
		その他資本剰余金	35,314
		利益剰余金	8,984
		その他利益剰余金	8,984
		繰越利益剰余金	8,984
		自己株式	△4,004
		評価・換算差額等	9
		繰延ヘッジ損益	9
		新株予約権	3
資産合計	115,417	純資産合計	53,910
		負債及び純資産合計	115,417

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	6,750
営業費用	4,239
営業利益	2,510
営業外収益	
受取利息	218
受取配当金	6,201
その他	0
	6,420
営業外費用	
支払利息	1,103
為替差損	231
その他	48
	1,383
経常利益	7,548
税引前当期純利益	7,548
法人税、住民税及び事業税	424
法人税等調整額	△10
当期純利益	7,133

*記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

リガク・ホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塩谷 岳志
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リガク・ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、リガク・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

リガク・ホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 塩谷岳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リガク・ホールディングス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

リガク・ホールディングス株式会社

常勤監査役(社外監査役) 磯貝 龍太 印

社外監査役 松尾 知良 印

社外監査役 神澤 裕 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場 住友不動産新宿南口ビル
ベルサール新宿南口 3階
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目31番11号
電話 050-3112-0932

開催会場が前回と異なっております。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。

アクセス JR線

- 都営大江戸線
- 小田急線
- 京王線
- 京王新線

新宿駅新南口より
徒歩4分

- 丸ノ内線
- 副都心線
- 都営新宿線

新宿三丁目駅E8出口より
徒歩2分



- ・ 駐車場のご用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・ 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



本冊子は、環境保全のため植物油インキで印刷しています。

